

沖の島PR動画作成事業 公募型プロポーザル評価要領

(1) 評価・選定方法

事業者の選定は、市が審査委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

参加者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で本委託業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。

(2) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

審査項目	評価内容	配点
過去実績の評価	過去に類似の業務を行った実績があり、今回の業務を遂行できる知識や技術を有しているか。	10
実施体制	事業実施のスケジュールは適正かつ効率的なものとなっているか。	20
	事前調査や島民へのヒアリング等、業務を進めるのにあたり必要な工夫がされているか。	10
	業務を遂行できる人員の確保などの体制の確立はなされているか。	10
提案内容	仕様書に記載された業務の内容を十分に理解した提案内容となっているか。	20
	今後、沖の島振興に寄与できるような工夫がされているか。	10
	沖の島の実情を踏まえ、また事業の目的を十分理解したうえでの提案となっているか。	10
見積書	企画提案内容に対し、適切に積算し、実施可能な金額となっているか。	10
合計		100